

平成 2 2 年 3 月 日

国土交通省中国運輸局長 殿

申請者名 三次市地域公共交通会議

代表者名 会長 増田 和俊

三次市地域公共交通活性化・再生総合事業計画認定申請書

地域公共交通活性化・再生総合事業計画の認定を下記のとおり申請します。

記

申請者	申請者名：三次市地域公共交通会議
	代表者名：会長 増田和俊
	構成員：市民・利用者の代表 交通事業者（乗合，貸切，乗用） 運転手等組織の代表 各種関係組織（商工業，福祉） 道路管理者・三次警察署 行政（運輸支局，広島県，三次市） 学識経験者 別紙名簿のとおり
連絡先（事務局等）	所在地（都道府県名も記載）： 〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号
	担当者名：三次市役所地域振興部地域振興課
	TEL：0824-62-6395
	FAX：0824-62-6137

## 1. 地域公共交通総合連携計画の名称

三次市地域公共交通総合連携計画

## 2. 三次市地域公共交通活性化・再生総合事業計画の目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条に基づく三次市地域公共交通総合連携計画の円滑かつ確実な実施を確保するため、同計画において実施することとされた事業の円滑かつ確実な立ち上げについて、同計画の計画期間の当初3年間において、特に、同法第6条に基づく交通会議が、地域公共交通活性化・再生総合事業による支援を活用しつつ、取り組むこととする事業について、三次市地域公共交通活性化・再生総合事業計画(「総合事業計画」)として以下のとおりとりまとめ、計画的かつ効率的・効果的な実行を確保することを目的とします。

## 3. 総合事業計画の全体事業計画

### (1) 全体事業計画の目標

#### (目標)

公共交通の維持・活性化は、市民にとっての故郷(ふるさと)・三次市が、今後も快適に居住できる地域であるために不可欠であり、そのためには、利用者に優しい交通サービスが提供されるとともに、各市民が高い意識で公共交通を守り、育てることが重要です。

本計画は「みんなで守り みんなで育てる 地域(ふるさと)の公共交通」を基本コンセプトとし、公共交通の維持・活性化の基本方針を次のとおり設定します。

### 公共交通の維持・活性化の基本方針

ア) 交通機関の連携を強化します。

イ) 既存の公共交通の効率化を図ります。

ウ) 交通空白地域における生活交通を確保します。

エ) 公共交通の利用環境を整え、利用促進を図ります。

オ) 市民が公共交通を守り・育てる気運を高めます。

(評価事項)

(目標) 市街地循環便の便あたりの平均乗車人員を増やします。

現行値 (H21.04-07) 1.9人/便

目標値 (H23末) 3.0人以上/便

みよしウェーブ号を多くの生活関連施設が集中する中心市街地をコンパクト及びパターン化する路線に再編し、より便利で使いやすい交通手段に再生します。

(目標) 三次市民バスの利便性を高めるとともに、運行経費の縮減を図ります。

現行値 (~H20) 路線によっては、1.0人未満/便

目標値 (H24末) すべての路線で最低 1.0人以上/便

三次市民バスは、福祉的な役割をも果たすサービスであり、たとえ利用者が少なく、運賃収入が運行経費を下回っても維持すべき交通手段です。

しかしながら、将来にわたり持続させるためには、最低限の利用者数の確保及び運行経費の縮減を図ることが必要です。このことから、収益率を高め、市財政からの経費補填額の増加を抑制します。

(目標) 三次市民タクシー制度や自家用有償運送の導入を図り、交通空白地域を縮減します。

現行値 (~H21) 三次市民タクシー制度利用地域 4地域

目標値 (H24末) 三次市民タクシー制度利用地域 6地域  
自家用有償運送 1地域

市内の交通空白地域では、三次市民タクシー制度が有効に活用されています。しかし、利用条件である事務手続き等の負担や世話人の高齢化などが一因となり、利用組合数は徐々に減少する傾向にあります。

そのため、地域実態を十分把握した上で、連合自治組織との連携により利便性が高く、利用しやすい制度となるよう、改善を図り、利用地域の拡大をめざします。

また、市内北部で NPO 法人との協働により、自家用車を用いた有償運行を導入し、交通空白地域の縮減をめざします。

(2) 全体事業計画の事業スケジュール

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印( ) または横棒線( ) で記載。

事業の名称	平成22年度				平成23年度				平成24年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
市街地循環バスの再編・実証運行	運行準備 (車両ラッピング等) (バス停設置) (運行マップ作成等) (利用者・商業、医療施設等の評価)				実証運行 (本格運行) (本格運行)				(本格運行)			
三次市民バスの再編実証運行	運行準備 (地域ヒアリング) (事業者間調整) (変更手続き等)				実証運行 (路線平準化) (運行日数・本数等) (地域・利用者・事業者の評価)				実証運行 (再編路線) (復路便区域運行形態の導入) (一部地域デマンド型導入)			
市民タクシー制度の改善	導入準備 (地域等説明) (事業者間調整) (施設整備・車両改造等)				新規地区実証運行 (利用者等の評価)				(本格運行)			
自家用有用運送の導入	運営協議会設置及び協議会開催・運営 運行準備 (NPOとの調整) (講習受講) (許可申請)				実証運行 運行準備 (地域への説明) (車両購入) (結節施設整備) (広報等)				(本格運行)			
交通結節点における利用環境整備					路線バス等結節施設 (待合所・表示板) 環境整備							
公共交通の利用促進策の推進	市広報等を通じて情報提供				全域公共交通マップ作成・配布							

( 3 ) 全体事業計画の事業費等

事業の名称	総事業費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
市街地循環バスの再編・実証運行	17,520千円	8,760千円	8,760千円
三次市民バスの再編実証運行	2,900千円	1,450千円	1,450千円
市民タクシー制度の改善	600千円	300千円	300千円
自家用有用運送の導入	9,500千円	4,750千円	4,750千円
交通結節点における利用環境整備	28,000千円	14,000千円	14,000千円
公共交通の利用促進策の推進	1,000千円	500千円	500千円
小計	59,520千円	29,760千円	29,760千円

4. 総合事業計画の各年度事業計画			
4 - 1 . 初年度（平成22年度）事業計画			
( 1 ) 事業計画の概要（目標）等			
事業の名称	事業の概要（目標）	実行主体	評価事項
市街地循環バスの再編・実証運行	・みよしウェーブ号を生活関連施設が集中する市街地中心の分かりやすい生活重視路線に再編します。 このことの実証を行い、住民・利用者の潜在需要を喚起します。	・三次市 ・備北交通(株)	・同路線の利便性の向上を図り、便ごとの平均乗車人員を増加させることによる持続可能な路線へ転換 ・運行コストの縮減 ・利用者及び商業・医療施設の事後評価を実施
三次市民バスの再編実証運行	・再編第1段階として、運行6地域の内容の平準化をめざします。 ・利用の少ない区域や不効率な路線の見直し(2~3便/週程度)を行い、運行コストの縮減を行います。	・三次市 ・交通事業者	・平均乗車人員の増加及び収益率のアップ ・委託額の抑制(市費) ・地域、路線毎のアセスメント指針の作成
市民タクシー制度の改善	・高齢化に伴う維持運営が困難な状況を自治組織と連携することによって改善を行い、利用地域の拡大をめざします。	・連合自治組織 ・交通事業者	・利用地域の拡大による交通空白地域の縮減
( 2 ) 事業費等			
事業の名称	総事業費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
市街地循環バスの再編・実証運行	17,520千円	8,760千円	8,760千円
三次市民バスの再編実証運行	400千円	200千円	200千円
市民タクシー制度の改善	600千円	300千円	300千円
小計	18,520千円	9,260千円	9,260千円

4 - 2 . 2年度（平成23年度）事業計画			
( 1 ) 事業計画の概要（目標）等			
事業の名称	事業の概要（目標）	実行主体	評価事項
自家用有用運送の導入	・ タクシーの事業所が存在しない，かつ路線バス等の広域移動手段へのアクセスが確保されていない作木町において，地域が支え運営する過疎地有償運送を導入します。	・ N P O 団体	・ 交通空白地域の縮減に併せて地域との協働により導入することによる「まち・地域づくり」意識の高揚
三次市民バスの再編実証運行	・ 再編第2段階として，復路便について，区域運行に変更し，利用状況に沿った運行（送り便の導入）とします。 ・ 長年，利用の少ない甲奴町小童地域でデマンド方式を導入し，運行の効率化をめざします。	・ 連合自治組織 ・ 交通事業者	・ 平均乗車人員の増加及び収益率のアップ ・ 委託額の抑制（市費）
交通結節点における利用環境整備	・ 公共交通による移動を面的にカバーするため鉄道や路線バス，市民バス等の複数モードが効率よく乗り換えられるよう待合施設等の環境整備を実施します。	・ 三次市 ・ 交通事業者 ・ 連合自治組織	・ 利用者の快適性・利便性を向上（満足度のアップ） ・ 公共交通利用者数の増加
( 2 ) 事業費等			
事業の名称	総事業費 （見込み）	国費 （見込み）	地域の負担 （見込み）
自家用有用運送の導入	9,500千円	4,750千円	4,750千円
三次市民バスの再編実証運行	2,500千円	1,250千円	1,250千円
交通結節点における利用環境整備	12,000千円	6,000千円	6,000千円
小計	24,000千円	12,000千円	12,000千円

4 - 3 . 3年度 (平成24年度) 事業計画

(1) 事業計画の概要 (目標) 等

事業の名称	事業の概要 (目標)	実行主体	評価事項
交通結節点における利用環境整備	・公共交通による移動を面的にカバーするために、鉄道や路線バス、市民バス等の複数モードが効率よく乗り換えられるよう待合施設等の環境整備を実施します。	・三次市 ・交通事業者 ・連合自治組織	・利用者の快適性・利便性を向上 (満足度のアップ) ・公共交通利用者数の増加
公共交通の利用促進策の推進	・市内全域での公共交通の活性化・再生策を実施後、新たな交通体系を広く市民に周知するため、公共交通マップを作成・配布し、公共交通へのさらなる利用意識の醸成を促すことを目的とします。	・三次市 ・交通事業者	・公共交通利用意識の醸成度 (理解度) アップ

(2) 事業費等

事業の名称	総事業費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
交通結節点における利用環境整備	16,000千円	8,000千円	8,000千円
公共交通の利用促進策の推進	1,000千円	500千円	500千円
小計	17,000千円	8,500千円	8,500千円



構成員要件	委員氏名	
(1)三次市	三次市 三次市地域振興部	副市長 増田 和俊（会長） 部長 中原 環（副会長）
(2)一般旅客自動車運送事業者	備北交通株式会社 十番交通有限会社 有限会社三良坂タクシー	営業部長 實兼 利光 代表取締役 有木 好文 代表取締役 國定 繁幸
(3)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	私鉄中国地方労働組合備北交通支部	書記長 土井 弘文
(4)住民又は利用者の代表	三次商工会議所 三次広域商工会 三次市社会福祉協議会	日下町 武内 一登 布野町 中村 義和 甲奴町 山田加代子 総務課長 竹本 勇夫 事務局長 湯藤 浩康（監事） 事務局長 渡部 直文
(5)国土交通省中国運輸局広島運輸局支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局	首席運輸企画専門官 富田 直也
(6)広島県企画振興局地域振興部長又はその指名する者	広島県企画振興局地域振興部地域政策課交通対策室	室長 小林 即典
(7)道路管理者	三次市建設部	建設部長 藤井 敏美
(8)広島県警三次警察署長又はその指名する者	広島県三次警察署	交通課長 若林 達美
(9)学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	米子工業高等専門学校	講師 加藤 博和

事務局	三次市地域振興部 地域振興課	課長 元廣 修 係長 佐々木 誠 主任 明賀 克博
-----	-------------------	---------------------------------